八　実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
九　実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画に記載された同項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面
十　その他法第三十四条の十第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類
（法第三十四条の十第二項第五号の中小規模の事業者に対する金融の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）
第百五条　法第三十四条の十第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。
一　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
二　中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービス（法第三十四条の十第一項に規定する基盤的金融サービスをいう。第百九条において同じ。）の実施体制の整備のための方策
三　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
イ　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
ロ　中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策
(1)　毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策
(2)　毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み
四　次に掲げる方策その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
（法第三十四条の十第二項第六号の実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項）
第百六条　法第三十四条の十第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　第五条第一号から第四号までに掲げる事項
二　経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策
三　実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策